

平成29年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：平成30年2月9日（金）

午後3時00分～

場所：市役所 談話室1（2階）

1 会長あいさつ

2 新任委員の委嘱

3 委員等自己紹介

4 議 題

(1) 平成29年碧南市福祉有償運送の運営状況について（資料①～⑤）（報告）

(ア) 特定非営利活動法人 ゆるりん

(イ) 特定非営利活動法人 大樹の会

5 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

平成29年度（順不同・敬称略）（敬称略）

	氏名	フリガナ	職名（所属）	備考	運営協議会 規程の条項
1	杉本 忠久（新）	スギモト タダヒサ	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	運輸支局	第3条第2項 第1号委員
	（代理）小田 春樹	オダ ハルキ	中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官	運輸支局	〃
2	禰宜田 知司	ネイタ トシジ	碧南市老人クラブ連合会会長	利用者の代表、会長	第3条第2項 第2号委員
3	鈴木 たか子（新）	スズキ タカコ	碧南市身体障害者福祉協会会長	利用者の代表	〃
4	三田 恒夫	ミタ ツネオ	碧南市民生委員児童委員協議会副会長	市民の代表、副会長	第3条第2項 第3号委員
5	永坂 幸子	エガサキ サチコ	碧南市更生保護女性会会長	ボランティア団体の代表	第3条第2項 第4号委員
6	磯貝 厚子	イソガイ アツコ	NPO法人ゆるりん	NPO法人の代表	第3条第2項 第5号委員
7	竹内 通裕	タケウチ ミチヒロ	愛知県タクシー協会刈谷碧南支部部会長	タクシー協会	第3条第2項 第6号委員
8	新美 惣英	ニイミ ソウエイ	三光陸運株式会社	タクシー事業者	第3条第2項 第7号委員
9	藤田 重記	フジタ シゲキ	名鉄知多タクシー株式会社	〃	〃
10	藤井 嘉久	フジイヨシヒサ	愛知みどり交通株式会社	〃	〃
11	小湊 孝政	コミナト タカマサ	名鉄知多タクシー株式会社労働組合	タクシー運転者	第3条第2項 第8号委員
12	杉浦 秀司（新）	スギウラ ヒデシジ	碧南市健康推進部長	市（主宰者）の職員	第3条第2項 第9号委員

（任期2年、平成29年2月4日～平成31年2月3日）※（新）は新たに委員に任命される者

参考人

布間 裕子	フマユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	
犬塚 宏子	イヌツカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	

事務局

金原 厚夫	キンハラ アツオ	碧南市福祉こども部	福祉課長	
岩月 保	イワツキ タモツ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長	
山田 昌宏	ヤマダ マサヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課長	
高橋 重利	タカハシ シゲトシ	碧南市健康推進部	高齢介護課課長補佐兼高齢福祉係長	
埜口 義広	ノグチ ヨシヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉担当係長	

碧南市福祉有償運送運営協議会規程(平成19年1月11日公告第2号)

最終改正:平成21年2月17日公告第21号

改正内容:平成21年2月17日公告第21号[平成29年4月1日]

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年1月11日公告第2号

改正

平成21年2月17日公告第21号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程(平成18年碧南市公告第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市における福祉有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51号第3号の福祉有償運送をいう。以下同じ。)の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項

(3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員

(2) 想定される福祉有償運送の利用者の代表

(3) 市民の代表

(4) ボランティア団体の代表

(5) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表

(6) タクシー事業者が組織する団体の代表

(7) タクシー事業者の代表

(8) タクシーの運転者の代表

(9) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

碧南市福祉有償運送運営協議会規程 碧南市例規集(愛知県)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

碧南市における福祉有償運送事業運営規程(平成19年1月11日公告第3号)

最終改正:平成21年2月17日公告第21号

改正内容:平成21年2月17日公告第21号[平成29年4月1日]

○碧南市における福祉有償運送事業運営規程
平成19年1月11日公告第3号
改正

平成21年2月17日公告第21号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程(平成18年碧南市公告第6号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規程は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業(以下「事業」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業実施者)

第2条 事業は、法78条第2号に規定する者であって相当数の利用者が見込まれるものが行うものとする。

(運転者)

第3条 事業の用に供する車両(以下「使用車両」という。)の運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 21歳以上であること。

(2) 普通第一種免許を有する期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上であること。

(車両内の表示)

第4条 事業を実施する者(以下「事業主体」という。)は、施行規則第51条の19第3項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

(1) 運送の対価

(2) 自動車登録番号

(旅客の名簿)

第5条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。

2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあった場合は、これを閲覧に供するものとする。

(変更事項の届出等)

第6条 事業主体は、施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を3月ごとに市長に報告しなければならない。

(1) 使用車両に関すること。

(2) 運転者に関すること。

(3) 利用者の状況に関すること。

(相談等の窓口)

第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

(1) 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。

(2) 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

(実施状況等の報告)

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があったときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

碧南市の移動制約者の動向について

移動制約者とは、道路運送法施行規則第49条第3号に規定された者で、身体障害者、要介護・要支援の認定を受けている者、その他障害等で単独での移動が困難な者であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者を指します。

碧南市の移動制約者は、平成29年4月1日現在、全体で5,722人おり、人口72,068人のうち7.9%の方が該当すると考えます。

碧南市の人口は、平成20年度をピークに減少していましたが、平成28年度よりわずかに増加傾向にあります。福祉有償運送の対象となる移動制約者は増加しており、また、今後も増えていく事が予想されます。

	平成29年 4月1日現在	平成28年 4月1日現在	増減
身体障害者	2,181人	2,190人	▲0.4%
要介護認定者	1,717人	1,690人	1.6%
要支援認定者	768人	763人	0.7%
知的障害者	591人	567人	4.2%
精神障害者	465人	412人	12.9%
合計(移動制約者)	5,722人	5,622人	1.8%
人口	72,068人	71,789人	0.4%
移動制約者/人口	7.9%	7.8%	—

福祉有償運送事業の状況について

資料①

1 ゆるりん

年	月	延 輸 送 回 数 (回)					延 走 行 距 離 (km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
28年合計		36	14	17	0	5	160.5	79.1	36.4	0	45
29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	6	0	6	0	0	24.8	0	24.8	0	0
	5	14	0	14	0	0	49	0	49	0	0
	6	7	0	6	0	1	33.8	0	24.8	0	9
	7	5	0	5	0	0	17.9	0	17.9	0	0
	8	13	0	12	0	1	48.7	0	39.7	0	9
	9	6	0	6	0	0	18.6	0	18.6	0	0
	10	8	0	8	0	0	25	0	25	0	0
	11	13	0	12	0	1	50.2	0	41.2	0	9
	12	11	0	11	0	0	38.8	0	38.8	0	0
29年合計		83	0	80	0	3	306.8	0	279.8	0	27

2 大樹の会

年	月	延 輸 送 回 数 (回)					延 走 行 距 離 (km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
28年合計		13	5	8	0	0	82	36	46	0	0
29	1	2	1	1	0	0	13	6	7	0	0
	2	1	0	1	0	0	6	0	6	0	0
	3	1	0	1	0	0	6	0	6	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	1	0	1	0	0	7	0	7	0	0
	6	1	1	0	0	0	6	6	0	0	0
	7	1	0	1	0	0	5	0	5	0	0
	8	1	0	1	0	0	6	0	6	0	0
	9	4	3	1	0	0	88	80	8	0	0
	10	2	1	1	0	0	16	7	9	0	0
	11	2	1	1	0	0	16	7	9	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年合計		16	7	9	0	0	169	106	63	0	0

NPO法人からの届出事項の報告 (ゆるりん・碧南市分)

1 会員数の異動

年	増		加		人		減		少		人		末		数		
	月	計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護		要支援	その他
28	12																
29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	2	0	3
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	2	0	3
	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	4	3	0	3
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	3	0	3
	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	4	0	3
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	4	0	3
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	4	0	3
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	4	0	3
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	4	0	3
	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	5	0	3
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	5	0	3
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	5	0	3

(単位：人)

2 運転者の異動

年	増		加		人		減		少		人		末		数
	月	計	一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種		
28	12														
29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	

(単位：人)

3 車両の異動

年	増		加		台		減		少		台		末		数
	月	計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン		
28	12														
29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	
	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	2	2	
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	

(単位：台)

4 事故の報告 なし あり (件)

5 苦情の報告 なし あり (件)

NPO法人からの届出事項の報告 (大樹の会・碧南市分)

1 会員数の異動 (単位:人)

年	月	増加	身体障害	要介護	要支援	その他	減少	身体障害	要介護	要支援	その他	月末	計	身体障害	要介護	要支援	その他	
28	12											4						
29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5						
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5						
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5						
	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6						
	10	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	4						
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4						

2 運転者の異動 (単位:人)

年	月	増加	一種	二種	減少	一種	二種	月末	計	一種	二種
28	12							33		33	0
29	1	0	0	0	1	1	0	32		32	0
	2	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	3	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	4	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	5	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	6	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	7	0	0	0	0	0	0	32		32	0
	8	0	0	0	1	1	0	31		31	0
	9	0	0	0	0	0	0	31		31	0
	10	0	0	0	0	0	0	31		31	0
	11	0	0	0	1	1	0	30		30	0
	12	1	1	0	0	0	0	31		31	0

3 車両の異動 (単位:台)

年	月	増加	軽	ワゴン	減少	軽	ワゴン	月末	計	軽	ワゴン
28	12							27		18	9
29	1	1	1	0	0	0	0	28		19	9
	2	0	0	0	0	0	0	28		19	9
	3	0	0	0	0	0	0	28		19	9
	4	0	0	0	0	0	0	28		19	9
	5	0	0	0	1	1	0	27		18	9
	6	0	0	0	0	0	0	27		18	9
	7	0	0	0	0	0	0	27		18	9
	8	1	1	0	1	1	0	27		19	8
	9	0	0	0	0	0	0	27		19	8
	10	0	0	0	0	0	0	27		19	8
	11	0	0	0	0	0	0	27		19	8
	12	0	0	0	0	0	0	27		19	8

4 事故の報告 (1) あり (1) 件 (1) あり (1) 件 (1) あり (1) 件

5 苦情の報告 (1) あり (1) 件 (1) あり (1) 件

会員名簿

ゆるりん

資料③-1
平成29年12月31日現在

No.	住所	性別	年齢	障害者	移動制約事由				備考①	備考②
					介護度	要介護等 支援度	有効期限	その他		
1	源氏神明町	男	20 歳代	***	***	***	①	療育手帳		
2	上町	男	80 歳代	5	③	***	H30.10.31	体幹5級 上肢7級		
3	上町	女	80 歳代	***	②	***	H30.6.30			
4	札木町	男	20 歳代	①	***	***	***	体幹1級		
5	中松町	女	30 歳代	***	***	***	***	療育手帳		
6	清水町	男	20 歳代	①	***	***	***	療育手帳 体幹1級		
7	源氏町	女	40 歳代	①	***	***	***	体幹1級・呼吸器1級 上肢1級・音声1級		
8	神有町	男	20 歳代	***	***	***	***	療育手帳		
9	幸町	男	20 歳代	①	***	***	***	療育手帳 体幹1級		
10	源氏町	女	70 歳代	***	①	***			H29.3 入会	
11	浅間町	女	90 歳代	***	②	***			H29.5 入会	
12	宮町	女	80 歳代	***	②	***	H30.2.28		H29.10 入会	

平成29年会員異動者

No.	住所	性別	年齢	障害者	移動制約事由				備考①	備考②
					介護度	要介護等 支援度	有効期限	その他		
1	栗山町	女	10 歳代	①	***	***	***	心臓機能障害1級	H29.3 退会	
2	源氏町	女	70 歳代	***	①	***			H29.3 入会	
3	浅間町	女	90 歳代	***	②	***			H29.5 入会	
4	宮町	女	80 歳代	***	②	***	H30.2.28		H29.10 入会	

運転者名簿

ゆるりん

資料③-2

平成29年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明 書	運転者就任承 諾書・宣誓書	優良区分	備考
1	運転手1	58	普通一種	昭和53年4月10日	平成32年9月9日	○	○	○	優良	
2	運転手2	50	普通一種	昭和61年2月26日	平成34年7月5日	○	○	○	優良	
3	運転手3	58	普通一種	昭和53年4月3日	平成30年8月29日	○	○	○	優良	
4	運転手4	50	普通一種	昭和61年12月10日	平成31年1月5日	○	○	○	優良	
5	運転手5	49	普通一種	昭和62年4月23日	平成32年9月30日	○	○	○	優良	
6	運転手6	48	普通一種	平成2年1月31日	平成34年12月22日	○	○	○	優良	

使用車両リスト

ゆるりん

資料③-3

平成29年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	型式	車両番号	装置の種類	所有者又は使用者	運転者	自動車保険				(単位:万円)		自動車提供契約書	備考
									対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書		
1	軽自	平成15年	H31.2.13	TA-H42A改	三河 80 あ ○○○○	車いす固定1基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.2.14	○	-	
2	普通	平成17年	H31.2.22	LC-DQGE25改	三河 800 す ○○○○	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.2.24	○	-	
3	普通	平成23年	H31.2.27	DBA-M20改	三河 800 す ○○○○	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.1.26	○	-	
4	軽自	平成27年	H30.5.28	DBA-MH34S	三河 580 ま ○○○○	回転シート	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.7.16	○	-	

会員名簿

大樹の会

資料④-1

平成29年12月31日現在

No.	住所	性別	年齢	障害者	移動制約事由			備考①	備考②
					介護度	要介護等			
						支援助	有効期限		
1	入船町	男	70 歳代	1種1級					
2	塩浜町	男	70 歳代	1種1級					
3	荒子町	男	60 歳代	1種1級					
4	新川町	男	80 歳代		要介護2				

平成29年会員異動者

No.	住所	性別	年齢	障害者	移動制約事由			備考①	備考②
					介護度	要介護等			
						支援助	有効期限		
1	西浜町	女	80 歳代		要介護3	H31.3.31		H29.4 入会 H29.10退会	
2	掘方町	男	70 歳代		要介護3			H29.9 入会 H29.10退会	

運転者名簿

大樹の会

資料④-2
平成29年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手1	65	普通一種	昭和46年4月5日	平成30年5月9日	○	○	○	-	優良	
2	運転手2	53	普通一種	平成11年11月9日	平成30年9月29日	○	○	○	-		
3	運転手3	48	普通一種	昭和63年3月16日	平成33年5月18日	○	○	○	-	優良	
4	運転手4	75	普通一種	昭和54年8月23日	平成30年6月5日	○	○	○	-	優良	
5	運転手5	66	普通一種	昭和59年4月24日	平成34年4月19日	○	○	○	-	優良	
6	運転手6	68	普通一種	昭和60年4月13日	平成32年4月10日	○	○	○	○	優良	
7	運転手7	57	普通一種	昭和59年12月11日	平成30年11月3日	○	○	○	○	優良	
8	運転手8	55	普通一種	平成9年7月23日	平成30年8月18日	○	○	○	○	優良	
9	運転手9	50	普通一種	昭和61年4月19日	平成34年11月18日	○	○	○	○	優良	
10	運転手10	72	普通一種	昭和46年2月3日	平成30年7月1日	○	○	○	-	優良	
11	運転手11	65	普通一種	昭和46年7月14日	平成33年4月14日	○	○	○	○	優良	
12	運転手12	37	普通一種	平成11年8月4日	平成30年3月28日	○	申請中	○	-		登録 平成29年12月
13	運転手13	72	普通一種	昭和57年6月28日	平成32年6月16日	○	○	○	○	優良	
14	運転手14	49	普通一種	昭和62年7月3日	平成32年1月5日	○	○	○	-		
15	運転手15	32	普通一種	平成16年4月13日	平成31年9月8日	○	○	○	-	優良	
16	運転手16	56	普通一種	昭和62年7月28日	平成34年8月20日	○	○	○	○	優良	
17	運転手17	73	普通一種	昭和57年6月29日	平成31年7月11日	○	○	○	○	優良	
18	運転手18	58	普通一種	昭和58年7月11日	平成30年3月8日	○	○	○	○	優良	
19	運転手19	64	普通一種	昭和59年6月13日	平成31年12月4日	○	○	○	-	優良	
20	運転手20	48	普通一種	昭和63年1月5日	平成31年8月25日	○	○	○	○	優良	
21	運転手21	68	普通一種	昭和41年2月17日	平成30年11月24日	○	○	○	○	優良	
22	運転手22	65	普通一種	昭和54年6月13日	平成30年1月6日	○	○	○	-		
23	運転手23	45	普通一種	平成9年9月26日	平成31年4月30日	○	○	○	-		
24	運転手24	22	普通一種	平成26年3月24日	平成31年11月22日	○	○	○	-		
25	運転手25	59	普通一種	昭和52年11月15日	平成33年2月2日	○	○	○	-	優良	
26	運転手26	67	普通一種	昭和45年4月10日	平成34年9月18日	○	○	○	○	優良	
27	運転手27	50	普通一種	昭和61年7月11日	平成30年10月30日	○	○	○	○	優良	
28	運転手28	44	普通一種	平成4年3月25日	平成30年10月7日	○	○	○	○	優良	
29	運転手29	65	普通一種	昭和46年4月9日	平成33年9月23日	○	○	○	-	優良	
30	運転手30	60	普通一種	昭和51年8月11日	平成34年4月24日	○	○	○	○	優良	
31	運転手31	35	普通一種	平成12年4月3日	平成33年2月20日	○	○	○	○	優良	

使用車両リスト

大樹の会

資料④-3

平成29年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	型式	車両番号	装置の種類	所有者又は使用者	車名・運転者	自動車保険				(単位:万円)			備考
									対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	契約書	
1	軽自	平成26年	H30.2.26	ABA-DA64W改	三河 880 あ 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	エグライ	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	26年3月
2	小型	平成25年	H31.1.30	DBF-VM20	三河 800 す 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	パネット	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	25年2月
3	普通	平成22年	H30.12.12	CBF-TRH200K改	三河 800 す 0000	電動リフト登降・乗降用車	大樹の会	ハイエース	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	24年8月
4	軽自	平成26年	H31.10.21	DBA-LA600S	三河 580 ふ 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	タント	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	26年10月
5	軽自	平成17年	H30.8.29	CBA-MH21S改	三河 580 せ 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	ワゴンR	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	20年8月
6	軽自	平成23年	H30.2.24	DBA-H82W	三河 580 と 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	23年2月
7	軽自	平成29年	H32.1.22	DBA-LA600S	三河 580 も 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	タント	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	29年1月
8	軽自	平成21年	H30.2.24	DBA-MF22S	三河 580 た 0000		大樹の会	MRワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	21年7月
9	軽自	平成16年	H31.3.30	UA-H81W	三河 580 せ 0000		大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	20年9月
10	軽自	平成19年	H31.1.30	GBD-U61V改	三河 880 あ 0000	電動リフト登降・重いすま	大樹の会	ミニキャブ	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	19年2月
11	軽自	平成27年	H30.12.23	DBA-LA600S	三河 580 み 0000	後部スロープ登降・重いすま	大樹の会	タント	無制限	無制限	5,000	※1	H30.6.27	○	-	29年8月
12	軽自	平成25年	H30.10.10	DBA-L575S	三河 584 う 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H30.2.2	○	○	25年4月
13	小型	平成27年	H30.3.24	DBA-MA15S	三河 502 ま 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	H30.4.3	○	○	27年4月
14	軽自	平成21年	H31.4.22	DBA-H92W	三河 583 あ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	H30.1.31	○	○	27年5月
15	小型	平成20年	H31.2.24	DBA-DE3FS	三河 502 こ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	H30.12.21	○	○	25年6月
16	軽自	平成21年	H30.7.30	CBA-L175S	三河 583 っ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	※3	H30.2.27	○	○	25年12月
17	小型	平成23年	H32.2.26	DBA-NCP120	三河 502 ふ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H31.10.17	○	○	25年12月
18	軽自	平成25年	H31.6.27	DBA-L575S	三河 583 あ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	-	-	H30.5.31	○	○	29年3月
19	軽自	平成28年	H30.4.21	DAA-MH44S	三河 583 え 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	H30.3.30	○	○	28年6月
20	軽自	平成25年	H30.4.21	DBA-LA100S	三河 580 ね 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H30.3.28	○	○	25年4月
21	小型	平成26年	H31.3.25	DAA-GP5	三河 530 せ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	-	H30.5.28	○	○	26年4月
22	普通	平成21年	H30.1.7	DBA-GSE20	三河 302 さ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H32.2.17	○	○	28年1月
23	軽自	平成26年	H31.5.29	DBA-B21W	三河 580 み 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※4	H30.9.9	○	○	27年10月
24	小型	平成26年	H31.5.27	DBA-NCP141	三河 502 ほ 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	-	H32.5.28	○	○	26年6月
25	軽自	平成29年	H32.3.9	DAA-MK42S	三河 580 も 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H30.10.27	○	○	29年3月
26	軽自	平成24年	H31.1.1.7	DBA-JF1	三河 583 う 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	H30.7.15	○	○	26年6月
27	軽自	平成27年	H30.7.16	DBA-LS600S	三河 580 ま 0000		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H30.4.30	○	○	27年8月

- ※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日
- ※2 5日以上の場合は入院 200,000円
- ※3 5日以上の場合は入院 100,000円
- ※4 5日未満入院10,000円 5日以上入院 100,000円

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車)ゆるりん

資料⑤-1

<タクシー運賃の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん	
	距離	運賃	1/2		
1.2km	1.200km	720円	360円	400円	111.1%
	1.455km	810円	405円		98.8%
	1.710km	900円	450円		88.9%
	1.965km	990円	495円		80.8%
2km	2.220km	1,080円	540円	520円	96.3%
	2.475km	1,170円	585円		88.9%
	2.730km	1,260円	630円		82.5%
	2.985km	1,350円	675円		77.0%
3km	3.240km	1,440円	720円	680円	94.4%
	3.495km	1,530円	765円		88.9%
	3.750km	1,620円	810円		84.0%
4km	4.005km	1,710円	855円	840円	98.2%
	4.260km	1,800円	900円		93.3%
	4.515km	1,890円	945円		88.9%
	4.770km	1,980円	990円		84.8%
5km	5.025km	2,070円	1,035円	1,000円	96.6%
	5.280km	2,160円	1,080円		92.6%
	5.535km	2,250円	1,125円		88.9%
	5.790km	2,340円	1,170円		85.5%
6km	6.045km	2,430円	1,215円	1,160円	95.5%
	6.300km	2,520円	1,260円		92.1%
	6.555km	2,610円	1,305円		88.9%
	6.810km	2,700円	1,350円		85.9%
7km	7.065km	2,790円	1,395円	1,320円	94.6%
	7.320km	2,880円	1,440円		91.7%
	7.575km	2,970円	1,485円		88.9%
	7.830km	3,060円	1,530円		86.3%

8km	8.085km	3,150円	1,575円	1,480円	94.0%
	8.340km	3,240円	1,620円		91.4%
	8.595km	3,330円	1,665円		88.9%
	8.850km	3,420円	1,710円		86.5%
9km	9.105km	3,510円	1,755円	1,640円	93.4%
	9.360km	3,600円	1,800円		91.1%
	9.615km	3,690円	1,845円		88.9%
	9.870km	3,780円	1,890円		86.8%
10km	10.125km	3,870円	1,935円	1,800円	93.0%
	10.380km	3,960円	1,980円		90.9%
	10.635km	4,050円	2,025円		88.9%
	10.890km	4,140円	2,070円		87.0%
11km	11.145km	4,230円	2,115円	1,960円	92.7%
	11.400km	4,320円	2,160円		90.7%
	11.655km	4,410円	2,205円		88.9%
	11.910km	4,500円	2,250円		87.1%
12km	12.165km	4,590円	2,295円	2,120円	92.4%
	12.420km	4,680円	2,340円		90.6%
	12.675km	4,770円	2,385円		88.9%
	12.930km	4,860円	2,430円		87.2%
13km	13.185km	4,950円	2,475円	2,280円	92.1%
	13.440km	5,040円	2,520円		90.5%
	13.695km	5,130円	2,565円		88.9%
	13.950km	5,220円	2,610円		87.4%
14km	14.205km	5,310円	2,655円	2,440円	91.9%
	14.460km	5,400円	2,700円		90.4%
	14.715km	5,490円	2,745円		88.9%
	14.970km	5,580円	2,790円		87.5%

15km	15.225km	5,670円	2,835円	2,600円	91.7%
	15.480km	5,760円	2,880円		90.3%
	15.735km	5,850円	2,925円		88.9%
	15.990km	5,940円	2,970円		87.5%
16km	16.245km	6,030円	3,015円	2,760円	91.5%
	16.500km	6,120円	3,060円		90.2%
	16.755km	6,210円	3,105円		88.9%
17km	17.010km	6,300円	3,150円	2,960円	94.0%
	17.265km	6,390円	3,195円		92.6%
	17.520km	6,480円	3,240円		91.4%
	17.775km	6,570円	3,285円		90.1%
18km	18.030km	6,660円	3,330円	3,120円	93.7%
	18.285km	6,750円	3,375円		92.4%
	18.540km	6,840円	3,420円		91.2%
	18.795km	6,930円	3,465円		90.0%
19km	19.050km	7,020円	3,510円	3,280円	93.4%
	19.305km	7,110円	3,555円		92.3%
	19.560km	7,200円	3,600円		91.1%
	19.815km	7,290円	3,645円		90.0%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円

ゆるりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

- その後上記料金のとおり
- 利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- 上記料金その他乗降介助料として利用者負担有り

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車) 大樹の会

資料⑤-2

<タクシー運賃の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会	
	距離	運賃	1/2		
1.2km	1.200km	690円	345円	380円	110.1%
	1.455km	780円	390円		97.4%
	1.710km	870円	435円		87.4%
	1.965km	960円	480円		79.2%
2km	2.220km	1,050円	525円	490円	93.3%
	2.475km	1,140円	570円		86.0%
	2.730km	1,230円	615円		79.7%
	2.985km	1,320円	660円		74.2%
3km	3.240km	1,410円	705円	600円	85.1%
	3.495km	1,500円	750円		80.0%
	3.750km	1,590円	795円		75.5%
4km	4.005km	1,680円	840円	710円	84.5%
	4.260km	1,770円	885円		80.2%
	4.515km	1,860円	930円		76.3%
	4.770km	1,950円	975円		72.8%
5km	5.025km	2,040円	1,020円	820円	80.4%
	5.280km	2,130円	1,065円		77.0%
	5.535km	2,220円	1,110円		73.9%
	5.790km	2,310円	1,155円		71.0%
6km	6.045km	2,400円	1,200円	930円	77.5%
	6.300km	2,490円	1,245円		74.7%
	6.555km	2,580円	1,290円		72.1%
	6.810km	2,670円	1,335円		69.7%
7km	7.065km	2,760円	1,380円	1,040円	75.4%
	7.320km	2,850円	1,425円		73.0%
	7.575km	2,940円	1,470円		70.7%
	7.830km	3,030円	1,515円		68.6%
8km					

9km	8.085km	3,120円	1,560円	1,150円	73.7%
	8.340km	3,210円	1,605円		71.7%
	8.595km	3,300円	1,650円		69.7%
	8.850km	3,390円	1,695円		67.8%
10km	9.105km	3,480円	1,740円	1,260円	72.4%
	9.360km	3,570円	1,785円		70.6%
	9.615km	3,660円	1,830円		68.9%
	9.870km	3,750円	1,875円		67.2%
11km	10.125km	3,840円	1,920円	1,370円	71.4%
	10.380km	3,930円	1,965円		69.7%
	10.635km	4,020円	2,010円		68.2%
	10.890km	4,110円	2,055円		66.7%
12km	11.145km	4,200円	2,100円	1,480円	70.5%
	11.400km	4,290円	2,145円		69.0%
	11.655km	4,380円	2,190円		67.6%
	11.910km	4,470円	2,235円		66.2%
13km	12.165km	4,560円	2,280円	1,590円	69.7%
	12.420km	4,650円	2,325円		68.4%
	12.675km	4,740円	2,370円		67.1%
	12.930km	4,830円	2,415円		65.8%
14km	13.185km	4,920円	2,460円	1,700円	69.1%
	13.440km	5,010円	2,505円		67.9%
	13.695km	5,100円	2,550円		66.7%
	13.950km	5,190円	2,595円		65.5%
14km	14.205km	5,280円	2,640円	1,810円	68.6%
	14.460km	5,370円	2,685円		67.4%
	14.715km	5,460円	2,730円		66.3%
	14.970km	5,550円	2,775円		65.2%

15km	15.225km	5,640円	2,820円	1,920円	68.1%
	15.480km	5,730円	2,865円		67.0%
	15.735km	5,820円	2,910円		66.0%
	15.990km	5,910円	2,955円		65.0%
16km	16.245km	6,000円	3,000円	2,030円	67.7%
	16.500km	6,090円	3,045円		66.7%
	16.755km	6,180円	3,090円		65.7%
17km	17.010km	6,270円	3,135円	2,140円	68.3%
	17.265km	6,360円	3,180円		67.3%
	17.520km	6,450円	3,225円		66.4%
	17.775km	6,540円	3,270円		65.4%
18km	18.030km	6,630円	3,315円	2,250円	67.9%
	18.285km	6,720円	3,360円		67.0%
	18.540km	6,810円	3,405円		66.1%
	18.795km	6,900円	3,450円		65.2%
19km	19.050km	6,990円	3,495円	2,360円	67.5%
	19.305km	7,080円	3,540円		66.7%
	19.560km	7,170円	3,585円		65.8%
	19.815km	7,260円	3,630円		65.0%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件

項目	道路運送法及び同法施行規則(概要)	碧南市が付加する独自要件
使用車両	規則第51条の3第1項第八号 ・福祉車両 ・一般車両を使用する場合は制限有	—
運送主体	法第78条第1項第2号 事業実施主体 ・NPO法人 規則第48条 ・一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」	第2条 事業実施者 ・利用者が相当数見込まれること
運送の対象	規則第49条第1項第3号 福祉有償運送の対象 ①他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者 ア 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 イ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ウ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 エ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 中部運輸局公示第7号 その他の障害 ・発達障害、自閉症、学習障害、第一号被保険者(基本チェックリスト該当者)で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難なもの等 ②地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できる	(対象者の確認方法) 詳細は別添のとおり ①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認 ↓ ②NPO法人は、新規登録者を市へ報告 ↓ ③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認
運転者	規則第51条の16 運転者 ①普通第二種免許を有することを基本 ②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、ア又はイを満たす者 ア 大臣が認定する講習を修了 イ アに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること	第3条 運転者 ・21歳以上であること ・普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	規則第51条の24 車両内の掲示 ・福祉有償運送者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号、運送の対価に関する事項	第4条 車両内の表示 ・運送の対価、自動車登録番号
会員登録簿	規則第51条の25 旅客名簿 旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備 ・氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	第5条 旅客の名簿 ・市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実施状況等報告	法第79条の10 事故の報告	第8条 実施状況等の報告 ・市からの求めに応じること ・事故発生時は市へ報告 ・苦情があった場合は市へ報告
変更事項の届出等	法第79条の7 変更登録等 規則第51条の13第1項 軽微な変更	第6条 変更事項の届出等 ・30日以内に市へ報告 ・下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者の確認方法について

(1) 該当者であることが明らかな場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓

② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する

↓

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する

(2) 該当者であることが明らかでない場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓

② NPO法人は、新規登録者を直ちに市へ報告する

↓

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する

該当者とする基準

(施行規則第49条、愛知運輸支局公示第7号を参考に)

イ 身体障害者(身体障害者福祉法第4条該当者)

身体障害者手帳保持者のうち

①「肢体不自由」は、体幹3級保持

②「視覚障害」は、4級保持

上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

ロ 要介護認定者(介護保険法第19条第1項該当者)

①介護認定2以上

②介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa(知的障害)以上またはA1(身体障害)以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する

ハ 要支援認定者(介護保険法第19条第2項該当者)

介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa(知的障害)以上またはA1(身体障害)以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

a その他肢体不自由の者

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

b 内部障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

c 知的障害

療育手帳A判定保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

d 精神障害

精神障害者保健福祉手帳1級保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

e 発達障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

f 自閉症

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

g 学習障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

h その他の障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する